

2026 年度 事業計画書
(事業期間：2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日)

認定 N P O 法人大阪精神医療人権センター

第 1 事業の実施方針

当センターは、精神障害者の人権擁護活動を行うとともに、精神障害者に対する社会の理解を促進し、障害の有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる社会を目指すという目的に基づき、①声をきく（個別相談活動）、②扉をひらく（訪問活動・情報公開）、③社会をかえる（政策提言）という 3 つの活動を行います。また、活動をより充実させるための基盤強化を検討します。

第 2 「声をきく」活動

1 個別相談活動の実施

精神科病院に入院中の方やそのご家族等からの相談を以下の方法で受け付けます。

(1) 電話・手紙・メール・FAX

毎週水曜日午後に電話相談を実施します（基本的に相談員 2 名体制）。また、水曜日に加え、他の曜日にも事前告知をして相談を受け付けます。

(2) 面会・オンライン面会

大阪府内の精神科に入院中の方を対象に、実地またはオンラインによる面会を行います（基本的に 2 人 1 組による面会）。

入院者訪問支援事業（後掲）では市町村長同意による医療保護入院者に限定されていますが、入院者の多くはそれ以外の形態（任意入院、措置入院、市町村長同意以外の医療保護入院等）です。また、市町村長同意による医療保護入院の方でも、継続して面会を行う必要性も考えられます。当センターによる面会活動の重要性は、入院者訪問支援事業の施行後も変わりません。

オンライン面会は、①各病院が実施しているオンライン面会の方法で実施するほか、②研究事業（協力病院：榎坂病院・大阪さやま病院・久米田病院・七山病院・ねや川サナトリウム・浜寺病院）の一環として実施します。

※ 研究事業：厚生労働行政推進調査事業補助金（障害者政策総合研究事業）

厚生労働行政推進調査事業補助金（障害者政策総合研究事業）「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する政策研究」分担研究
「精神障害者の権利擁護に関する研究—入院中の精神障害者の権利擁護に関する研究—」

2 個別相談活動の基盤整備と強化

(1) 事例検討・経験交流会等の実施

2026年度も引き続き、活動参加者の連携強化や活動の振り返りを目的として、面会ボランティアの事例検討・経験交流会等を実施します。

事例検討・経験交流会のプロジェクトチームのメンバーに、事務局員に加えて個別面会活動経験のあるボランティアを増員し、強化を図ります。

(2) 面会手引きの活用等

上記(1)の経験交流会において、2023年度に取りまとめた面会手引きを活用し、意見交換を行います。新たに個別面会活動に参加される方、既存の活動者への周知を行います。また、各地域での面会活動においても参考になる媒体であるため、面会手引きの提供（当センターからの講師派遣も含む）なども積極的に行います。

3 入院者訪問支援事業／精神科アドボケイトについて

(1) 大阪府等における入院者訪問支援事業の実施

2026年度も引き続き大阪府・大阪市・堺市が実施する入院者訪問支援事業を受託し、大阪府内の市町村長同意の医療保護入院者からの電話相談を受け、支援員の派遣調整を行い、面会活動を行います。また、事業実施にともない、推進会議（2か月に1回）や実務者会議（毎月開催）へ参加します。

支援対象者を市町村同意の医療保護入院者以外の入院者に広げられるよう取り組みます。

(2) 厚生労働行政推進調査事業補助金（障害者政策総合研究事業）「地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究」精神障害者の意思決定及び意思表明支援に関する研究への協力

当センターで取り組んできた個別相談活動や養成講座、経験交流会、面会手引きなどが、「精神科入院者向けの権利擁護活動」として全国的に通用するかの検証や論点の洗い出しを行うことを目的に2026年度も研究事業に協力します。

(3) 各自治体で実施される入院者訪問支援員養成研修等への協力

各自治体で実施される入院者訪問支援員養成研修等への講師依頼があり、可能な範囲で講師を派遣してきました。2026年度も依頼内容に応じて講師を派遣し、アドボケイトの意義や姿勢など丁寧にお伝えしていきます。

(4) 国立精神神経医療研究センター（NCNP）委託事業への協力

入院者訪問支援事業をより実りのあるものにしていくため、当センターが経験知として蓄積してきた内容についてNCNPに技術提供などを実施します。

NCNPが実施する精神保健に関する技術研修（精研研修）に、当センターより講師派遣を行います。入院者訪問支援事業を行う際に必要となる様々な対応などについて研修を通じて伝えます。

第3 「扉をひらく」活動

1 病院訪問活動の実施

(1) 療養環境サポーター活動

今年度も療養環境サポーターとして、毎月、精神科病院への訪問活動を継続します。活動参加者の実情にみあったサポーター名簿の見直しを図ります。

また、病院訪問の報告や療養環境の改善に向けて協議する場である大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会に、委員として2名出席します。

(2) 医療観察法病棟訪問

2025 年 12 月から大阪精神医療センターのさくら病棟（医療観察法病棟）への訪問活動を再開しました。2026 年度は偶数月に 1 回、2 名が病棟を訪問し、入院者との面会を行います。

2 療養環境サポーター活動の基盤整備と強化

(1) 療養環境サポーターの養成研修及び推薦

必要に応じて、2024 年度に実施した養成研修動画を活用して、新規活動参加者向けの養成研修を実施します。受講者の中から、新たな療養環境サポーターとして推薦します。

(2) 座談会・意見交換会

訪問活動の充実化のため、サポーター活動参加者を対象に座談会・意見交換会を開催する予定です。

3 630 調査の情報公開請求（対象：大阪府・大阪市・堺市）

2026 年度の630 調査について、大阪府知事に対する情報公開請求により大阪府内（大阪市・堺市含む）のすべての精神科病床のある医療機関について情報開示請求を行ないます。

第4 「社会をかえる」活動の内容

1 講演会・シンポジウム

(1) 定時総会記念講演会

- ・日程 2026 年 6 月 6 日（土）
- ・内容 タイトル『地域で暮らす 地域で支える』
- ・講師 三家英明さん（三家クリニック院長）ほか
- ・場所 大阪産業創造館 会議室 E

(2) センター設立41 周年記念講演会

- ・日程 2026 年 11 月 8 日（日）
- ・内容 タイトル未定
- ・講師 大久保圭策さん（予定）
- ・場所 エル大阪 6 階大会議室（予定）

2 権利擁護システム研究会

精神科医療の制度的・構造的課題点や精神科病院の治療文化を「かえる」ためのアプローチを検討する場として、2026 年度も権利擁護システム研究会を開催します。

2026 年度のテーマは、未定。

開催方法は、ウェブ及びリアル開催を予定しています。

3 権利擁護活動の拡充に向けて

(1) 全国ネットワーク会議（オンライン等）

精神科病院に入院している方の権利擁護活動をする全国各地の団体の集まりに参加し、情報共有や意見交換をします。

(2) 精神科アドボケイトにかかわる団体やネットワークをつくるための企画

全国に人権センターを設立する動きをバックアップします。具体的には、他地域から権利擁護団体の設立や集会の開催などについて相談があったときは、電話、メール、Zoom 等で相談に乗ります。また、講師派遣や集会の開催支援については、費用面の課題を検討しながら講師派遣などを行います。

(3) 他団体との協力

大阪弁護士会、大阪精神障害者連絡会、大阪精神障害者家族会連合会、DP
I 日本会議など他の権利擁護団体との協力・連携を行なっていきます。

4 情報発信・広報

以下のような方法や手段を使って、当センターの活動等に関する情報発信や広報を行います。

(1) ホームページ・SNS 等

当センターを知ってもらう機会を増やすため、ニーズに応じた SNS の利用を検討します。

(2) 人権センターニュース（年4回）・メルマガの発行

人権センターニュースとメルマガを発行します。

(3) 寄稿・講師派遣・取材対応（随時実施）

5 心神喪失者等医療観察法についての取り組み

精神障害者への保安処分制度としての医療観察法の問題を問い直し、廃止に向けて取り組みます。医療観察法は施行 20 年を超えましたが、入院長期化の他、ますます深刻な事態に対して、当事者や家族からの発信も増えています。7 月には国会議員を介して、法務省・厚生労働省との交渉を予定しています。年に二回の全国集会に取り組んでいきます。冊子発行の他、YouTube、Facebook でも発信を広げていきます。

＜共同呼びかけ＞

心神喪失者等医療観察法をなくす会

認定NPO法人大阪精神医療人権センター

心神喪失者等医療観察法（予防拘禁法）を許すな！ネットワーク

6 国や自治体、他機関の会議等への参加

当センターの運営会員らが国や自治体等の各種会議等に参加します。

(1) 大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会

(2) 堺市精神保健福祉審議会

(3) 大阪府社会福祉協議会権利擁護推進運営協議会

(4) 厚生労働行政推進調査事業補助金（障害者政策総合研究事業）「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する政策研究」分担研究「精神障害者の権利擁護に関する研究－入院中の精神障害者の権利擁護に関する研究－」

第5 活動の充実・強化に向けて

1 組織体制の課題の検討

当センターの活動を広く社会に知っていただき、今後も応援してもらえる団体であるために、会員、活動参加者、支援者、事務局などの声をききます。また、当センターの今後の計画についての検討も行います。

2 拡大理事会の開催

理事を含めた運営委員が、企画の提案や建設的な議論ができる場として、2026年度も拡大理事会を開催します。

以上